特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は後期高齢者医療事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(则添2) 変更簡所

I 基本情報

1 本个門刊 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療事務				
	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び愛媛県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。				
	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び別表第1項番59の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。				
	1. 高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請 等に対する応答に関する事務				
②事務の内容	2. 高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担 額減額認定証に関する事務				
	3. 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務				
	4. 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務				
	5. 高確法第92条の一時差止めに関する事務				
	6. 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は第2項の保険料の賦課に関する事務				
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム					
システム1					
①システムの名称	後期高齢者医療システム				
②システムの機能	1. 資格業務 ・65歳以上の住民及び同一世帯員情報を入手し、広域連合へ提供する機能。 ・広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2. 賦課業務 ・被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を広域連合へ提供する機能 ・広域連合から提供された所得・課税情報を管理する機能 ・保険料期割情報を管理し、広域連合へ提供する機能 ・特別徴収情報を管理する機能 3. 徴収業務 ・納付書を作成する機能 ・収納情報、滞納情報を管理し、広域連合へ提供する機能 ・過誤納金を管理する機能 ・回座振替情報を管理する機能 ・納付証明書を作成する機能				
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム				
(回じのフス) 立この 接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム				
	[〇]その他 (後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)				
システム2~5					
システム2					
①システムの名称	愛媛県後期高齢者医療広域連合標準システム(以下、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端 末で構成される。				
	<u>L</u>				

②システムの機能	1. 資格管理業務 (1) 被保険者証の即時交付申請 市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システム において即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市の窓口端末へ配信する。 市の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 (2) 住民基本台帳等の取得 市の窓口端ネでカンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3) 被保険者資格の異動 (2) により市の窓口端末から広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3) 被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市の窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市の窓口端末へ配信する。 (2) 保険料以納管理 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムに送信し、広域連合の標準システムで追信し、広域連合の標準システムで当該情報を用いた療養費支給決定を行い、市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市の窓口端末へ配信する。 3. 給付業務 市の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムで当該情報を用いた療養費支給決定を行い、市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市の窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市の窓口端末に配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 []税務システム [] その他 (後期高齢者医療システム
システム3	
①システムの名称	中間サーバー

②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム)という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※) や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 :情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 4 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供を行う機能 5 情報提供等回入情報連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7 データ送受信機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7 データ送受信機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 :セキュリティを管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 :セキュリティを可理者の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	 ①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 ③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 ④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 成存住民基本台帳システム [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバー)

3. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	
5. 情報提供ネットワークシ		
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 実施しない <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	
6. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	保健福祉部 高齢福祉課	
②所属長の役職名	課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

保健福祉部 高齢福祉課

1. 特定個人情報ファイル名 後期高齢者医療情報ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 「 10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 後期高齢者医療情報ファイルのうち被保険者とその世帯員。 ③対象となる本人の範囲 ※ ただし、死亡者は含めない。 被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び医療費の支給のため、被保険者の世帯構成・所得情報 その必要性 等を把握する必要がある。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 [50項目以上100項目未満] ④記録される項目 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]連絡先(電話番号等) [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ 〕国税関係情報 「 **〇**]地方税関係情報 「 〕健康・医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 [O]介護·高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 [〇] 年金関係情報 []学校·教育関係情報 Γ 〕災害関係情報 [] その他 () ・識別情報:対象者を特定するために必要 ・連絡先等情報:被保険者の資格管理及び通知・照会のために必要 ・地方税関係情報:一部負担金の判定、保険料賦課のため、広域連合に提供するために必要 ・医療保険関係情報:被保険者の資格管理のために必要 その妥当性 ・障害者福祉・生活保護関係情報:被保険者の資格の確認等を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために必要 ・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために必要 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成27年10月5日

3. 特定	個人情報	報の入手・化	支用
			[〇] 本人又は本人の代理人
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉課、) 生活福祉総務課、国保・年金課
①入手元	*		[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (愛媛県後期高齢者医療広域連合)
			[]民間事業者 ()
			[]その他 ()
			[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	- : +		[]電子メール [〇]専用線 [〇]庁内連携システム
②八十万	江		[]情報提供ネットワークシステム
			[]その他()
③使用目的 ※			被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び一部負担金の判定のため
④使用の		使用部署	【保健福祉部】高齢福祉課、福祉届出コーナー 【総合政策部】システム管理課 【市民部】市民課、三津浜支所・和気支所・堀江支所・垣生支所・興居島支所・五明支所・伊台支所・小野支所・石井支所・久谷支所・潮見支所・久枝支所・味生支所・桑原支所・道後支所・生石支所・余土支所・湯山支所・久米支所・浮穴支所・北条支所・中島支所、出口出張所・浅海出張所・立岩出張所・河野出張所・粟井出張所 【理財部】納税課
	1	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑤使用方法			・被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を入手し、広域連合へ提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。 ・保険料賦課・一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合へ提供する。 ・保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ・広域連合から提供される賦課情報を管理し、被保険者に通知する。 ・保険料の期割・収納・滞納情報を管理し、広域連合へ提供する。
	情報の	突合	・窓口業務で本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。
⑥使用開	始日		平成27年10月5日

4. 犑	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件					
委託	事項1	後期高齢者医療システム運用支援業務委託					
①委託内容		後期高齢者医療システム運用支援業務					
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上					
③委託先名		富士通Japan株式会社 愛媛支社					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りではない。					
	⑥再委託事項	システム操作支援、QA対応、データ保守支援作業					

5. 特定個人情報の提供・	云(委託に伴う	ものを除く。)					
提供・移転の有無]提供を行	っている()件	[〇] 移転を行っている	(6)件
龙 (六° 19年407 円 無] 行ってい	ない					
提供先1							
①法令上の根拠							
②提供先における用途							
③提供する情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数			1)	選択肢> 1万人未 1万人以 10万人以 100万人 1,000万	満 上10万人未満 J上100万人未満 以上1,000万人未満 人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲							
]情報提供	キネットワークシ フ	ステム	[] 専用線		
⑥提供方法]電子メー	ル		[]電子記録媒体(フラッ	シュメモリを除く	。)
] フラッシ <i>:</i>	∟メ モ リ		[]紙		
] その他	()
⑦時期·頻度							

移転先1	愛媛県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 ・高確法第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高確法第48条、第54条第1項、第138条 市町と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が愛媛県後期高齢者医療広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書では、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高確法第50条等)、一部負担割合の判定(高確法第67条等)や保険料の賦課 (高確法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険 者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出:転入時等に当市窓口で、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 ・賦課・収納業務 ・所得・課税情報:後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報・期割情報:当市が実施した期割保険料の情報 ・収納情報:当市が収納および還付充当した保険料の情報 ・滞納者情報:当市が管理している保険料滞納者の情報 ・締付情報 ・療養費関連情報:当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定したもの) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())

⑦時期·頻度	・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 ・住民基本台帳情報 :個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として 一括で移転 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度 ・住登外登録情報 :個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として 一括で移転 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度 ・賦課・収納業務 ・所得・課税情報 :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度 ・期割情報 :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 ・収納情報 :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 ・滞納者情報 :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度 ・滞納者情報 :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度			
移転先2	保健福祉部 生活福祉総務課			
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項			
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の			
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様			
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [〇] 紙)			
⑦時期·頻度	照会の都度			
移転先3	保健福祉部 生活福祉総務課			
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項			
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様			
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [〇] 紙 [] その他 ())			
⑦時期·頻度	照会の都度			
移転先4	保健福祉部 国保·年金課			
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項			

②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様			
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙)			
⑦時期·頻度	照会の都度			
移転先5	保健福祉部 介護保険課			
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項			
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める もの			
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様			
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙)			
⑦時期·頻度	照会の都度			
移転先6	保健福祉部 生活福祉総務課			
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第2項			
②移転先における用途	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様			
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙			
	[] その他 (

6. 特定個人情報の保管・消去

<松山市の措置>

- ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。
- ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、 他の部屋とする。
- ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。

<標準システムの窓口端末の措置>

・標準システム窓口端末に保存するデータは常に最新のファイルがわかるように保管しており、不要な データは速やかに削除している。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆後期高齢者

<宛名>

 ・宛名コード
 ・個人番号
 ・世帯コード
 ・氏名カナ
 ・氏名

 ・通称名カナ
 ・通称名
 ・生年月日
 ・性別
 ・続柄

 ・郵便番号
 ・住所
 ・住所方書
 ・住所コード
 ・住民区分

·住民日届出日 ·住民日異動日 ·住民日異動事由 ·非住民日届出日 ·非住民日異動日

·非住民日異動事由 ·届出日 ·異動日 ·異動事由 ·国籍

・入国目的 ・在留期間 ・在留期間満了日 ・外国人住民となった日・転入前郵便番号 ・転入前住所 ・転入前住所方書 ・転出先郵便番号 ・転出先住所 ・転出先住所方書

·住民税情報 ·送付先情報 ·連絡先情報 ·口座情報 ·老人保健情報

·生活保護情報 ·特記事項情報 ·送達記録情報 ·国保住所地特例者情報

く資格>

·被保険者番号 · 資格異動日 · 資格取得日 · 資格喪失日 · 資格異動事由

<賦課>

·賦課年度 ·徵収方法 ·賦課期日 ·賦課更正事由 ·賦課更正日

·保険料額 ·減免情報 ·特徵年金情報 ·特徵年金情報(介護)

<調定>

·賦課年度 · 調定年度 · 徵収方法 · 期別 · 期別保険料額

•納期限

<収納>

・賦課年度 •調定年度 •徴収方法 •期別 •収納種別 •保険料収納金額 ▪督促手数料額 •延滞金額 •収納日 •領収日 •還付充当情報 •消込日 •督促催告情報 ·滞納情報 •過誤納情報 •分納情報

<広域連携>

·広域連携住民情報 ·広域連携税情報 ·広域連携収納情報 ·広域連携滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【松山市の措置】

- ・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、 不必要な閲覧が行われないようにする。
- ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。
- ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを 確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

【標準システム窓口端末の措置】

リスクに対する措置の内容

・特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合で 関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手する ことはない。また、広域連合であらかじめ指定されたインターフェイス(※2)によって配信されることが前 提となるため、必要な情報以外を入手することはない。

※1: 関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(個人番号が同じ) 人に、以前と違う個 人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能の

※2: 指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイ ス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市の標準システム窓口端末間でやりとりされる データ定義のことを言い、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準 システムからデータ配信ができない仕組みになっている。

リスクへの対策は十分か

十分である

へらいなイ 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<入手の際に特定個人情報が流出・紛失するリスク>

- ・提出された申請書等は、処理終了後、速やかに所定の場所に保管する。
- ・端末操作者以外の者が特定個人情報を入手できないように、ディスプレイにプライバシーフィルムを貼っている。
- ・特定個人情報が記録された電子データは、指定された職員が許可されたファイルのみ電子記録媒体に書き出すことができ、使用できる電子記録媒体も限定している。また、電子記録媒体に書き出すことができる端末も限定している。
- 特定個人情報を電子記録媒体に書き出す場合は、暗号化・パスワード設定を行っている。
- ・電子記録媒体内の特定個人情報は、使用後速やかに消去する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から後期高齢者医療情報の要求が あった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。

リスクへの対策は十分か

十分である

(選択肢)

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理 行っている <選択肢>

1) 行っている

2) 行っていない

【松山市の措置】

- ・端末およびシステムにアクセスするために、2要素認証(生体[顔]認証、パスワード認証)を行っており、 特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。
- ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法 による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用 者がシステム上で利用可能となる。
- ログインするためのパスワードを定期的に変更している。

具体的な管理方法

【標準システム窓口端末の措置】

- ・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、端末使用時に静脈認証とパ スワードにより確認するとともに、システム使用時には個人ごとに割り当てられたユーザIDとパスワード によるユーザ認証を実施する。
- ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。
- ・個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示・ 検索・更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。
- ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることや、ログインID・パスワードの使いま わしをしないことを徹底している。

その他の措置の内容	・特定職員以外が不正に使用できないように端末にアクセスするためのパスワードを設定し、一定時間 経過後に自動ログオフされる。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の使用における	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。					

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					
リスク	: 委託先における不正な	な使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている] <i< th=""><th>選択肢> 定めている</th><th>2) 定めていない</th></i<>	選択肢> 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者・特定個人情報の提供を限定する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理・特定個人情報の提供先を限定・ ・情報が不要となったとき又は要・必要に応じて、当市が委託先の・再委託を原則として禁止する。	る。 里に責任を負 する。 請があったと	う。 きに情報の返還又は消去	示などの必要な措置を講じる。	
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている	<i 1) 3)</i 	選択肢> 特に力を入れて行っている 十分に行っていない	る 2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・庁外での特定個人情報ファイル・データの外部への持ち出しは特			必ず確認し、それを記録している。	
その他	也の措置の内容	_		発力はく		
リスク	への対策は十分か	[十分である	1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク	及びそのリス	スクに対する措置		
	定個人情報の提供・移車 : 不正な提供・移転が行	x(委託や情報提供ネットワーク) プわれるリスク			[]提供・移転しない	
	固人情報の提供・移転に ルール	[定めている		選択肢> 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	【松山市の措置】 ・特定個人情報の提供・移転についた。管理者が指定したIDでのみアクリーでであるである。当市の窓口端末から広域連合の連合と構成地方公共団体との間号)で、同一部署内での内部利用・情報システム管理者は当市の発確認し、不正なデータ配信が行われ	7セス権限を の標準システ の特定個人 目の取扱いと 窓口端末から	与えるシステムとなってい ムへのデータ送信につい 情報の授受について(通知 するとされている。 広域連合の標準システム	る。 では、「一部事務組合又は広域 ロ)」(平成27年2月13日府番第27	
その他	也の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び 者を厳格に管理し、情報の持ち出	出しを制限す	る。	テムへのアクセス権限」を有する	
リスク	への対策は十分か	[十分である	1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である	
特定(る措置		き託や情報提供ネットワークシステ	-ムを通じた技	是供を除く。)におけるその)他のリスク及びそのリスクに対す	

6. 情報提供ネットリークン	ノステムとの接続	[」接続しない(人手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・プラットフォームの措置 ①情報照会機能により、情報提供ネット 行と照会内容の照会許可用照合リストと ワークシステムから情報提供許可証を受 認められた情報連携以外の照会を拒否 ている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理 トを実施した職員、時刻、操作内容の記録 ンライン連携を抑止する仕組みになって	フークシステムに情報照会を行うの照合を情報提供ネットワークシ の照合を情報提供ネットワークシ 領してから情報照会を実施する する機能を備えており目的外提信 機能では、ログイン時の職員認証 録が実施されるため、不適切な指	ンステムに求め、情報提供ネット ことになる。つまり、番号法上 共やセキュリティリスクに対応し Eのほかに、ログイン・ログアウ
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	しるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- <中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

- <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等の リスクを極小化する。

7 性ウターに はおった はま

7.	/. 特定個人情報の保官・月去						
リフ	くた 特定個人情報の漏え	い・滅	失・毀損リス	ク			
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_					
その他の措置の内容		・・・サ・・種の・・上 【・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- タの不正と様の - バ 型 ピースの - バ 型 ピースの - バ 型 ピースを - マ に で ア シュース で で ア シュース で ア シュース で ア シュース で ア シュース は ア シェース は ア は ア は ア は ア は で で で で で で で で で で で	込・持出なり、というでは、いから、から、から、から、からのでは、いから、というでは、いから、というでは、は、いから、といいが、というでは、いいが、は、は、は、は	LE を規定し で 対 で が は い 出 い と で が は の に し で の の に し で の の の に の の の の の の の の の の の の の	ている。 さんだ記録媒体及び動きのだ記録媒体及び動物。 というないではない。 というないではないではないではないではないではないです。 というないではないです。 というないではないですが、 というないではないですが、 というないではないですが、 というないではないですが、 というないではないですが、 というないではないですが、 というないではないではないではないできないできません。	方でウイルスチェックを実施する。また、新マイルは定期的に更新し、可能な限り最新 ・導入する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

	・オペレーティングシステム等	手にはパッチ	-の適用を適宜実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

【松山市の措置】

- ・高確法により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。
- ・保存期間を過ぎた申請書、帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は、当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。

【標準システム窓口端末の措置】

・標準システム窓口端末に保存するデータは、常に最新のファイルがわかるように保管しており、不要なデータは速やかに削除している。

8. 盟	查			
実施	の有無	[〇]自己点検	[〇] 内部監査	[〇]外部監査
9. 彼	É業者に対する教育・R	啓発		
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を) 3)十分に行っ	しれて行っている 2) 十分に行っている っていない
	具体的な方法	施している。 ・委託業者に対しては、契約結している。 【標準システムに関する教育・職員及び嘱託員に対しては、契約内	内容に個人情報保護に関す ・啓発】 、個人情報保護に関する都容で、個人情報保護に関する	、必要な知識の習得に資するための研修を実 する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締 対育及び研修を実施している。 る秘密保持契約を締結している。 行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10.	その他のリスク対策			

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請求先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部文書法制課
②請求方法	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ
①連絡先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市保健福祉部高齢福祉課 Tel 089-948-6862
②対応方法	電話および窓口による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1)基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2)基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3)特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 6 ②所属長	山岡 弘和	澤田 則幸	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	た入手を除く。)におけるその	・特定個人情報が記録された電子データは、あらかじめ許可されたファイル以外電子記録媒体に書き出すことができない。また、電子記録媒体を書き出すことができる端末を限定している。	・特定個人情報が記録された電子データは、指定された職員が許可されたファイルのみ電子記録媒体に書き出すことができ、使用できる電子記録媒体も限定している。また、電子記録媒体に書き出すことができる端末も限定している。	事後	見直しに伴う変更
平成29年9月6日	I 4 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1 項番59	番号法 第9条第1項 別表第1 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第46条	事後	根拠法令の追加
平成29年9月6日	情報提供ネットワークシステム	情報照会 番号法 別表第2 82 (主務省令未制定) 情報提供 番号法 別表第2 83 (主務省令未制定)	削除	事後	誤記
平成29年9月6日	II 3 ④使用の主体 使用部署		【理財部】納税課	事後	松山市事務分掌規則変更に よる追加。
平成29年9月6日	Ⅱ4 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅱ 4 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書 面により市長の承諾を得た場合は、この限りで はない。	削除	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅱ 4 委託事項1 ⑥再委託事項	後期高齢者医療システム運用支援業務	削除	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保	十分に行っている	再委託していない	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅲ4 具体的な方法	・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。	削除	事後	委託先の合併による

平成29年9月6日	Ⅲ7 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	【松山市の措置】 ・高確法により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、恒久的に保管する必要がある。	【松山市の措置】 ・高確法により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	事後	愛媛県後期高齢者医療広域連合の運用による
平成31年2月15日	II 5 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	※高確法第50条から第55条に基づく被保険者	※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険 者	事後	根拠法令の追加
平成31年2月15日	耳(別添1) 特定個人情報ファイル記録項 目 〈宛名〉		国保住所地特例者情報	事後	制度改正による追加
平成31年2月15日	Ⅲ8 実施の有無	[]外部監査	[O]外部監査	事後	
令和2年3月19日	II 3 ④使用の主体 使用部署	福祉総合窓口	福祉届出コーナー	事後	組織変更による
令和2年3月19日	II 3 ④使用の主体 使用部署	電子行政課	ICT戦略課	事後	組織名称の変更
令和2年3月19日	Ⅲ3 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、 パスワードによる認証を行っている。	端末使用時に静脈認証とパスワードにより確認するとともに、システム使用時には個人ごとに割り当てられたユーザIDとパスワードによるユーザ認証を実施する。	事後	認証方法の変更
令和3年1月29日	Ⅱ3 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉 課、生活福祉総務課)	評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉 課、生活福祉総務課、国保・年金課)	事後	記載漏れによる追記
令和3年1月29日	Ⅱ 4 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	変更により修正
令和3年1月29日	Ⅱ 4 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法		再委託は原則として認めないが、あらかじめ書 面で市長の承諾を得た場合は、この限りではな い。	事後	変更により追記
令和3年1月29日	Ⅱ 4 委託事項1 ⑥再委託事項		システム操作支援、QA対応、データ保守支援 作業	事後	変更により追記
		-			

令和3年1月29日	II 5 提供・移転の有無	移転を行っている(1)件	移転を行っている(6)件	事後	
令和3年1月29日	Ⅱ 5 移転先2		保健福祉部 生活福祉総務課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ5 移転先2 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第3項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ②移転先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ③移転する情報		医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	条例制定により追記
市和3年1月29日	II 5 移転先2 ④移転する情報の対象となる 本人の数		1万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ⑥移転方法		[0]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ⑦時期・頻度		照会の都度	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3		保健福祉部 生活福祉総務課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第3項	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	II 5 移転先3 ②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定 めるもの	事後	条例制定により追記
71/10年1月29日	II 5 移転先3 ④移転する情報の対象となる 本人の数	1万人未満	事後	条例制定により追記
市和3年1月29日	II 5 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ⑥移転方法	[O]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ⑦時期·頻度	照会の都度	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ 5 移転先4	保健福祉部 国保·年金課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ5 移転先4 ①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第3項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定 めるもの	事後	条例制定により追記
市和3年1万29日	II 5 移転先4 ④移転する情報の対象となる 本人の数	1万人以上10万人未満	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	II 5 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ5 移転先4 ⑥移転方法	[O]庁内連携システム [O]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ 5 移転先4 ⑦時期·頻度	照会の都度	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ 5 移転先5	保健福祉部 介護保険課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第3項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定 めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ④移転する情報の対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ⑥移転方法	[O]庁内連携システム [O]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	Ⅱ 5 移転先5 ⑦時期·頻度	照会の都度	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	II 5 移転先6	保健福祉部 生活福祉総務課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第2項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ②移転先における用途	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国 人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の 徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ③移転する情報	医療保険給付関係情報であって規則で定める もの	事後	条例制定により追記
市和3年1月29日	II 5 移転先6 ④移転する情報の対象となる 本人の数	1万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ⑥移転方法	[〇]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ⑦時期·頻度	照会の都度	事後	条例制定により追記

	шз	【松山市の措置】 ・後期高齢者医療システムを利用する必要があ る職員、委託先の特定、また、個人番号の照会	【松山市の措置】 ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。		
令和3年1月29日	ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	事後	認証方法の変更
令和3年1月29日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保	再委託していない	十分に行っている	事後	変更により修正
令和3年1月29日	Ⅲ4 具体的な方法		・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しは特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。	事後	変更により追記
令和3年1月29日	Ⅲ7 その他の措置の内容		【松山市の措置】 ・情報システム機器の廃棄時等における記録装置のデータ消去は、庁舎内において職員が立会いの上、物理的破壊又は磁気的破壊を行う。	事後	運用見直しにより追記
令和3年11月11日	Ⅱ 4 委託先名	富士通株式会社 松山支店	富士通Japan株式会社 愛媛支社	事後	業者名の変更に伴う修正
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ①システムの名称	(新設)	中間サーバー	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため

令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム3 ②システムの機能	(新設)	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの接続	(新設)	[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム4 ①システムの名称	(新設)	統合宛名システム	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(新設)	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 (以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ③他のシステムとの接続	(新設)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため

令和4年4月1日	I 基本情報5. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	_	<情報提供の根拠> 実施しない <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第43条の2の2	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	ム上で利用可能な機能を制限することで、不適 切な方法による情報の入手が行えない対策を 実施している。また、認証後は利用範囲の認可	要素認証(生体[顔]認証、パスワード認証)を	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	_	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。(以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため

令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク リスクへの対策は十分か	_	十分である		R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、パスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	セキュリティ強化に伴う変更
令和4年11月11日	II 3 ④使用の主体 使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	組織名称の変更
令和5年11月13日		松山市個人情報保護条例(平成16年条例第2 9号)	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)	事前	法改正による変更